様式第三号（第二十二条関係）

表面

12cm

写真	第　　号 所属庁 氏　名 生年月日 健康増進法第三十八条第二項の規定による立入検査証 年　月　日発行 （使用期間一年）

8cm

裏面

この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

（立入検査等）

第三十八条　都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十二　（略） 三十三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に関すること。 三十四～八十三　（略） （食品衛生課の所掌事務） **第七百十五条**　食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　健康増進法第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に関すること。 二～五　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十二　（略） 三十三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十二条第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。 三十四～八十三　（略） （食品衛生課の所掌事務） **第七百十五条**　食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　健康増進法第三十二条第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。 二～五　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）　（略） 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）　（略） 健康増進法（平成十四年法律第百三号）　第三十五条第六項の規定による帳簿の備え及び保存	（略）　（略） 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）　（略） （新設）　（新設）